

「関西生コン事件」国賠訴訟 2/18 組合側証人5人の尋問



2月18日、国賠訴訟の第1回証人尋問が東京地裁でおこなわれた。

証人は、吉田美喜夫さん（立命館大学名誉教授）、小谷野毅（全日建中央本部書記長）、太田健義（弁護士）、武谷新吾（関生支部副委員長）、西山直洋（同執行委員）の5人。午前10時から夕方17時前まで、昼と午後の休憩を挟んで弁護団の主尋問と、国、滋賀県、和歌山県の反対尋問がつづいた。（写真中央は尋問終了後に報告する小川隆太郎弁護士）

●産業別労働組合の活動と使用者

吉田美喜夫さんは、産業別労働組合の組織形態と活動の特徴について50分間にわたり証言した。日本の労働組合の大多数が企業内組合であることから、「関西生コン事件」では、警察・検察が産業別労働組合である関生支部の活動を違法視して事件の多くを仕組んできた。裁判所もまた、産業別労働運動に対する無知・無理解から、「組合員が存在しない企業は関生支部にとっては使用者ではない」などとする短絡的な判断をもとに警察・検察に追従する判決をいくつか出してきたが、和歌山広域協組事件で大阪高裁はその誤りを指摘したうえで、「産業別労働組合である関生支部は、業界企業の経営者・使用者あるいはその団体と、労働関係上の当事者に当たる」との画期的判断を示している。

吉田美喜夫さんも、欧米諸国では産業別労働組合が一般的であること、日本では企業内労組が支配的ではあるものの、憲法28条の労働基本権保障は関生支部のような産業別労働組合にも当然に及ぶとしたうえで、産業別労働組合の活動の特徴について、とくに「使用者」とはなにかについて、要旨次のように証言した。

「産業別労働組合にとって使用者はあらかじめ決まっているわけではなく、その産業・地域において事業活動を行っている企業は、潜在的にはすべて使用者となりうる存在。労働条件の維持改善という組合活動の目的に適合的な使用者を追求することで発見される存在であり、そのような相手方に対して組合活動を仕向けることで、対抗的労使関係が形成されるということが起こり得るといふことだ。」

「対抗的労使関係は、一般市民同士の関係ではなく、団体的労使関係の性格を獲得するわけだから、集団的行動の法的責任を問う場合、たとえば市民刑法の単純な適用は謙抑されねばならず、このような関係において使用者を単なる刑事犯罪の「被害者」と見るのは誤りだ」

●次回3月7日は現職の検察官3名を尋問

次回3月7日（金）も10:00～17:00。多田尚史（大津地検副検事）、横麻由子（大津地検検事）、恩地孝幸（和歌山地検検事）の検察官3名ほかが出廷する。（肩書きはいずれも当時）

注目を！ 2/26(水)10:00～京都事件判決